

NPO と行政の子育て支援会議規約

(名称)

第1条 この会は、NPO と行政の子育て支援会議とする。

(目的)

第2条 この会は、地域の子育て支援に大きな役割を果たしているNPO と行政とが継続して情報を共有し、協働して子育て支援を行う仕組みをつくり、社会全体での子育て支援の取り組みを一層進めることを目的とする。

2 この規約において、子育て支援とは、子育て・子育て、親育て・親育てなどへの支援を総称するものをいう。

(事業)

第3条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の子育て情報及び行政の子育て情報の収集・発信
- (2) 地域の子育て人材養成への支援
- (3) NPO と行政の協働事業の実施
- (4) 前各号の掲げる事業の調査研究
- (5) その他目的達成に必要な事項

(構成)

第4条 この会は、正会員及び賛助会員（以下単に「会員」という。）をもって構成する。

(正会員)

第5条 正会員は本会の趣旨に賛同し、協働して子育て支援を行なおうとする団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、政治、宗教、営利、その他反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とするものに入会は認めないものとする。

- (1) 兵庫県内を主たる活動領域とするNPO（NPO法人の認証の有無は問わない。）
- (2) 兵庫県
- (3) 兵庫県内の市町
- (4) ひょうごボランティアプラザ
- (5) その他兵庫県内の地域で活動する団体

2 正会員は、総会での議決権を有する。

(賛助会員)

第6条 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、その活動を支援しようとする意思を持った企業、団体又は個人とする。ただし、政治、宗教、その他反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とするものに入会は認めないものとする。

2 賛助会員は、総会での議決権を有しない。

(会員の資格等)

第7条 入会は、入会の申込みをなし、幹事会における承認を受けることにより発効する。幹事会は、会報等によって新規入会者を会員に告知する。

2 会員は、本会の設置目的その他本会の運営を阻害する行為をしてはならない。

3 会員は、この会で得た情報は、第2条に規定する目的を達成するために使用するものとし、営利その他の目的に使用してはならない。

4 会員が本条の要件に違反すると判断される場合又は次条に規定する会費を1年以上滞納した場合は、幹事会の決定により、除名することができる。

(会費)

第8条 会員は、代表幹事が通知する期限までに、次の各号の年会費を納入しなければならない。

(1) 正会員（第5条第1項第1号及び第5号に規定するものに限る。） 1,000円

(2) 賛助会員（企業・団体） 1口 10,000円

(3) 賛助会員（個人） 1口 1,000円

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する正会員のうち、同項第2号から第4号までに規定するものについては、別に定める手段による協力に代えることができる。

(会議)

第9条 この会の議決機関は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回開催し、会員の代表者又は会員の代表者から推薦を受けた者（以下「会員の代表者等」という。）をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議決定する。ただし、幹事会の出席者の4分の3以上の賛成により、臨時に総会を開催することができる。

(1) 幹事の選出

(2) 会計監査の選出

(3) 規約の変更

(4) その他幹事会が重要と認める事項

2 総会は正会員の2分の1の出席をもって成立し、議案は出席者の過半数の賛成をもって可決とする。ただし、賛否同数の場合においては、議長の決するところによる。

3 総会の議決を要するもので緊急を要する場合その他やむを得ない理由により総会に付議することができない場合は、幹事会の議決をもって総会の意見とみなすことができる。

4 前項の議決事項については、次期総会で報告しなければならない。

(幹事会)

第11条 この会の運営を円滑に行うため、20名以内の幹事で構成する幹事会を置く。

2 幹事は、会員の代表者等の互選により選出する。

3 幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 幹事会に、幹事の互選により、1名の代表幹事、4名以内の副代表幹事、2名の会計及び1名の事務局長を置く。事務局長が会計監査以外の役職を兼任することは可能とする。

5 幹事会は、代表幹事が必要に応じて招集する。

6 幹事会は、会員にこの会の会員としてふさわしくない行為があると認められるときに、出席者の4分の3以上の賛成により、会員を退会させることができる。

(会計監査)

第12条 この会に、2人以内の会計監査を置く。

2 会計監査は、会員の中から選出し、幹事を兼ねることができない。

3 会計監査は次の職務を行う。

(1) この会の財産の状況を監査すること。

(2) この会の財産の状況について、幹事に意見を述べ、又は幹事会の招集を請求すること。

4 会計監査の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会計年度)

第 13 条 この会の会計年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 14 条 事務局長のもとにこの会の事務局を置く。

(雑則)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、この会に関し必要な事項は、幹事会において協議する。

附 則

この規約は、平成 18 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 9 月 6 日から施行する。